

砺波市農業委員会 4 月総会議事録

開催日時 令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 25 名

2 番	堀田 敬三	17 番	亀永 理恵
3 番	吉田 一馬	18 番	土田 英雄
4 番	柴田 泰利	19 番	中村 栄克
5 番	林 政樹	20 番	満保 雅春
6 番	前野 久	21 番	今井 久人
7 番	石田 智久	22 番	松原 光雄
9 番	川邊 洋	23 番	黒田 英嗣
10 番	舘 和香子	24 番	山本 渉
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	27 番	齋藤 徹
14 番	松浦 正一	28 番	片山 雅喜
15 番	飯田 輝一	29 番	水野 勢津子
16 番	飯田 真紀		

欠席した委員 4 名

1 番	西原 登	13 番	森田 修
8 番	鴨井 克之	25 番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4 名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し
意見決定について
- 3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に
対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項 1 号 [参考] 砺波市農地標準賃借料について
- 2) 協議事項 2 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可の取消し願いの
報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。新年度が始まりまして、事務局もフレッシュな顔ぶれとなっております。早く慣れていただき事務局としての職責を果たしていただきますよう期待しております。

さて、先月の農業委員研修会では、食料・農業・農村基本法をめぐる情勢や、地域計画の作成についての話がございました。これまでは担い手への農地の集積を進めてきましたが、これからは担い手だけではなく兼業農家など多様な農業者が参加し、誰が将来農地を活用していくかを地域で話し合うことが重要となっております。今後3回目の地域計画策定に向けての検討会について、みなさま方にご協力をいただく場面があると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号19番中村栄克委員・議席番号20番満保雅春委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。「議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、5件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1から3は、地区内の担い手で耕作農地の調整が行われ、譲受人が引き続き農地として利用するため、所有権を取得します。

番号4は、譲受人が借り受けて耕作していた農地を、引き続き農地として利用するため、所有権を取得します。

番号5は、譲受人が利用するハウスに隣接した申請地をあわせて農地として利用するため、所有権を取得します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第1号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 1番について、県外にお住まいの譲渡人が農地の譲渡を検討していたところ、申請地を耕作していた地元の譲受人との契約がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 2番について、1番と同じ譲渡人が農地の譲渡を検討した結果、近隣で耕作する譲受人との契約がまとまったものです。3番については2番の農地と仲間田であるため、一体として利用するためにあわせて譲受人が取得します。5番について、譲受人は地元で約50ヘクタールの農地を耕作する営農組合です。育苗ハウスに隣接する農地を今回購入して今後一体的に利用します。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第2号農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、出町東部第3土地区画整理事業により、新たな居住地に農地が換地されたことに伴い、申請地において転用許可を申請します。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第2号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 土地区画整理事業により現在の宅地が削られるということで、住宅の建て替えを行う際に不足する土地分を確保するために申請されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、市街地近郊の生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅建設を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い市街地において、分譲住宅敷地を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、市街地近郊の生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲住宅敷地を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第3号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1 番について、譲受人の子の家が近くにあり、将来的なことも考えて近隣での住宅建設を計画したものです。ご承認よろしくをお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 林委員、どうぞ。

林 委 員 2 番について、申請地は市役所や商業施設等が近くにある利便性の高い場所にあり、宅地分譲の需要もあることから申請されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 3 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項 1 号[参考]砺波市農地標準賃借料について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 4 ページをご覧ください。
3 月総会後に「農地賃借料小委員会」を開催し、12 名の委員により令和 6 年度の農地標準賃借料について協議を進めていただきました。
様々なご意見を踏まえ、令和 6 年度の参考の農地標準賃借料は、令和 4 年度・5 年度と同額になりました。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項 1 号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

3 月 5 日の小委員会では、農業委員会という中立の立場として、貸し手借り手双方の視点から検討を行いました。農地を今後とも継続的に守っていくことを主眼におき、標準賃借料は据え置いた方がよいのではないかと
いう結論となったところです。また、公表については、協議事項を総会で

承認いただいたらホームページに掲載する予定です。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項 1 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項 2 号農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 5 ページをお願いします。
令和 6 年 2 月に受け付けた農振除外の願出は 2 件となっております。

(除外案件番号 1 朗読)

別添資料の 1 ページから 5 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において、分譲住宅敷地を計画しています。

(除外案件番号 2 朗読)

別添資料の 6 ページから 10 ページまでと併せてお願いします。

願出者の現在の住まいは、砺波警察署の移転先となりました。このことから、現在の住まいを立ち退き、自己所有田で新たに住宅を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項 2 号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

2 番について、砺波警察署の移転に伴い、移転先にある 2 軒の住宅が立ち退くこととなりました。今回の申請はそのうちの 1 軒について、道を挟んだ向かい側に住宅を移転する計画です。この件については関係機関や近隣住民の方の同意も得ています。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第１号から報告第３号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第１号・第２号・第３号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)